

JEC NEWS

2026年2月号
No.59

…今回の環境キーワード…

PCB

廃棄物

再資源化

循環経済

☑ PCB 分析、PCB 廃棄物処理 はお済みですか？

- ・ 低濃度 PCB 処理期限が迫る中、分析のご依頼が増えております。
- ・ PCBは、その非常に安定した性質から、かつては 絶縁油や熱媒体、ノンカーボン紙、塗料など様々な用途で使用されました。
- ・ 倉庫等にある過去に使用していた感圧紙や機器、現在は使用していない建物の電気設備、現在使用中の機器、工場等の貯蔵タンクや鋼構造物などのご確認はお済みでしょうか？
- ・ PCB 廃棄物の処理は、現在は次のようになっています。

■ 高濃度 PCB 廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)による処理の登録受付は、**2025年10月15日をもって終了しました。**(処理事業は2026年3月末で終了)

以後、発見された場合は、速やかに管轄の自治体へ保管状況を報告する必要があります。

■ 低濃度 PCB 廃棄物

処分期間は、**2027年3月31日**で終了します。



環境省資料(2021年10月)「掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物等の発見事例」より

新潟県内は、県資源循環推進課 又は 各地域振興局環境センターへ (新潟市は新潟市廃棄物対策課へ)



適正処分に向けた調査/届出/保管/処理の進め方は？
高濃度 PCB 廃棄物が今後発見された場合は？ 罰則は？
PCB 廃棄物の種類・発見事例は？

詳しくは下記のサイトをご覧くださいか、管轄の自治体へご相談ください



PCB 早期処理情報サイト
<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/soukishori/>



PCB 機器の処理促進について
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index.html



環境省/ PCB 早期処理情報サイト「低濃度 PCB 掘り起こし調査事例」より

☑ 廃棄物処理と資源循環に関する動向は？

参考資料 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の全面施行について(通知)
(環循資発第 2511215 号/2025 年 11 月 21 日環境省)

環境省 HP で
公開しています

中央環境審議会循環型社会部会(第 63 回、2026 年 2 月 18 日開催) 議事資料
中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会(第 8 回、2025 年 12 月 19 日開催) 議事資料

◎ 第五次循環型社会形成推進基本計画に基づく“循環経済(サーキュラーエコノミー)”への移行加速『資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律』の全面施行

第五次循環型社会形成推進基本計画(2024 年 8 月 2 日閣議決定)は、“循環経済への移行”を前面に打ち出し、気候変動・生物多様性保全といった環境面に加え 産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献する 将来世代の未来に繋げる国家戦略として策定されました。



第五次循環型社会形成推進基本計画 <https://www.env.go.jp/content/000242999.pdf>
概要 <https://www.env.go.jp/content/000243000.pdf>
パンフレット <https://www.env.go.jp/content/000264242.pdf>

素材ごと・製品ごと(プラ、廃油、レアメタル、建築、ファッション、自動車、家電 等)の方向性 等の概要もまとめられています

“素材” 土石・建設材料 における方向性 (概要)	土石・ 建設材料	建設資材の環境配慮設計、建築物長寿命化等、 良質な社会ストックを形成	付加価値の高い 再生利用、 リサイクルの 質の向上や 用途拡大
		セメント製造工程での有用金属回収、副産物・廃棄物・処理困難物利用拡大、混合セメント利用拡大	

環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画パンフレット」より

『資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律』(以下、『再資源化事業等高度化法』)(2024 年 5 月 29 日公布)は、脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化の取組を高度化し 資源循環産業の発展を目指すもので、2025 年 11 月 21 日に全面施行となりました。

環境省 Ministry of the Environment 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について(2025 年 12 月)
<https://www.env.go.jp/content/000360673.pdf>

詳しくはこちら

『再資源化事業等高度化法』の概要

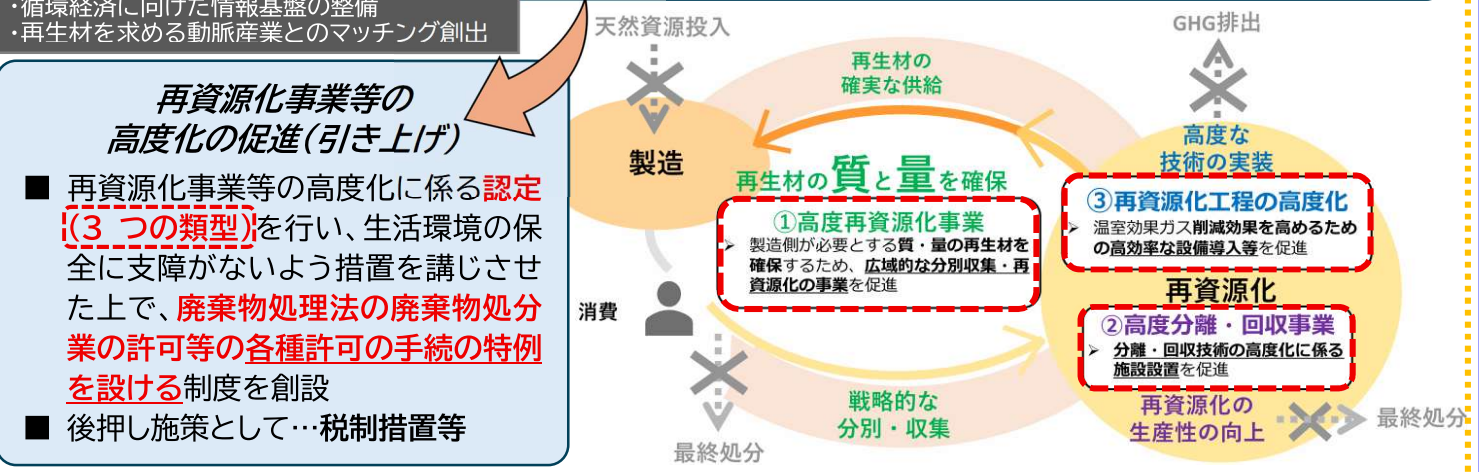
基本方針の策定・公表 (環境大臣) … 国としての方向性を示し、一体的に取り組むため

再資源化の促進(底上げ)

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- 再資源化の実施状況の報告・公表 (特に処分量の多い産業廃棄物処分業者(特定産業廃棄物処分業者)には報告義務)

資源循環産業の取り組みの道筋

再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

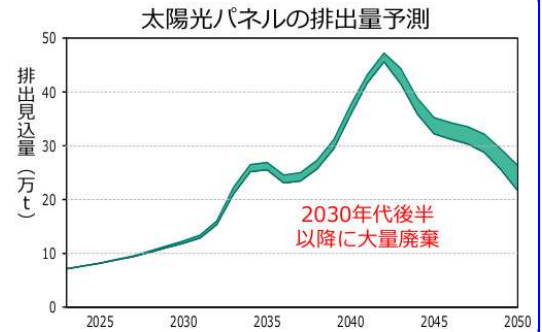


再資源化事業等の高度化の促進(引き上げ)

- 再資源化事業等の高度化に係る認定(3つの類型)を行い、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の特別の設ける**制度を創設
- 後押し施策として…**税制措置等**

関連 太陽光パネルリサイクル推進に向けて

- 今後の大量廃棄を見据え、最終処分量の減量・資源の有効利用のためリサイクルの推進が重要です。
しかし現時点での課題は、
「リサイクルのコスト高」・「全国的な処理体制が構築途上」
- 2026年1月23日に示された新たな法制度案等では、
まずは『多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等』に新制度を導入
(判断基準に基づくリサイクルの取組を義務付け等)、
加えて 既存制度や財政支援等により、リサイクル費用の低減・体制整備を図る。
→ 段階的に規制強化 → 太陽光パネルの幅広い排出者等を対象にリサイクル義務化を目指す。



詳しくはこちら



太陽光パネルのリサイクル制度について(2026年1月23日)
<https://www.env.go.jp/content/000378443.pdf>

新たな法制度案

- ① 国による基本方針の策定**
 - 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示
- ② 多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等への規制**
 - 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）
 - 排出実施計画の事前届出義務
※指導・助言は全ての事業用太陽電池廃棄物の排出者等が対象
- ③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置**
 - 効率的なリサイクル事業者を認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
 - リサイクルの技術開発・施設整備等の財政上の措置
- ④ 製造業者等に対する措置**
 - 環境配慮設計の実施等の責務
 - 含有物質に関する情報提供等の措置
- ⑤ 制度の見直しに向けた検討**
 - 埋立処分場の残余容量、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い排出者等を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し
※公布から1年半以内の施行を予定

既存制度、財政支援等

リサイクル費用低減・体制整備に係る措置

- ① リサイクル費用低減に向けた技術開発支援
- ② リサイクル設備の導入支援
- ③ 再資源化事業等高度化法に基づく対象設備の認定
- ④ 再生材の売却益向上に資する技術実証
- ⑤ 収集運搬の効率化の実証、保管施設の導入支援
- ⑥ リサイクルに取り組む太陽光発電事業者からの電力調達の促進（環境配慮契約法等での検討）

製造業者等の取組促進に係る措置

- 資源有効利用促進法の判断基準に基づく環境配慮設計の推進

不適正処理・不法投棄対策等

- ① 不適正処理・不法投棄対策の徹底（廃棄物処理法）
- ② 再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の着実な実施
- ③ 適正なリユースの推進（ガイドラインの改訂）

関連 『リチウムイオン電池総合対策パッケージ』の策定（2025年12月）

2030年までに、リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内において十分なリサイクル体制を構築することを目的に、関係省庁が連携し策定しました。

- ★ 近年、リチウムイオン電池の使用時及び廃棄時の火災が頻繁に発生。
- ★ リチウムイオン電池には特定国に依存している 重要鉱物資源 (Li, Co, Ni)が含まれ、回収・再資源化の促進も重要です。

リチウムイオン電池 3つのC

賢く選ぶ (Cool choice)
丁寧に使う (Careful use)
正しく捨てる、そして資源循環
(Correct disposal with better recycling)

詳しくはこちらをご覧ください



リチウムイオン電池 等に関する特設サイト

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/

関連 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正されました。(2025年4月22日告示)

- **委託契約書に含まれるべき事項の追加…2026年1月1日施行**
委託者が“第一種指定化学物質等取扱事業者”であり、委託する産業廃棄物に“第一種指定化学物質”が含まれ、又は付着している場合、その旨並びにその物質の名称及び量又は割合を 産業廃棄物処理委託契約書に含めることになりました。(対象となる要件は、1質量%以上。ただし、特定第一種のみ0.1質量%以上。)
- **電子マニフェストの項目追加…2027年4月1日施行**
処分受託者は、最終処分が終了するまで 又は 再生を行うまでのすべての処分について [処分方法ごとの処分量]、[処分後の産業廃棄物 又は再生された物の種類・数量]等を情報処理センター((公財)日本産業廃棄物処理振興センター)へ 報告しなければなりません。

廃棄物情報の提供に関するガイドライン 第3版(環境省)が参考になります。

(※)資源の有効な利用の促進に関する法律

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行推進の施策の1つとして、**資源循環強化のための制度が新設されました。**

■ 指定脱炭素化再生資源利用促進製品

- ・プラスチック製容器包装(一部除外あり)
- ・自動車(一部除外あり)
- ・家電4製品
 ユニット形エアコン・テレビ受像機・電気冷蔵庫・電気洗濯機

<判断の基準となるべき事項>

目標の設定、安全性等の配慮、技術の向上、CO2排出量の削減、管理体制の整備、知識の向上(輸入販売事業者のみ)

<計画の提出及び定期的報告>

生産量・販売量が一定以上の製造事業者・輸入販売事業者には義務

詳しくはこちら



経済産業省
 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会
 資源循環経済小委員会脱炭素化再生資源利用WG
 (第2回)(2025年12月24日)事務局資料
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/decarbonization_recycled_wg/002.html

(2) 資源循環の強化 (資源法・GX推進法)

- ① 再生資源の利用義務化**
 - 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け**。
 - GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② 環境配慮設計の促進**
 - 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計(解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計)の認定制度を創設**。
 - 認定製品はその旨の表示、**リサイクル設備投資への金融支援**など、**認定事業者に対する特例を措置**。
- ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例(適正処理の遵守を前提として業許可不要)**を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与**。
- ④ CE(サーキュラーエコノミー)コマースの促進**
 - シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定**。

* 資源法と同時に、GX推進法(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律)も改正され、**(1) 排出量取引制度(GX推進法)**、**(3) 化石燃料賦課金の徴収(GX推進法)**、**(4) 財政支援(GX推進法)**等も進められます。 ニュースリリース(2025年2月25日)
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/>

◎ **今後の廃棄物処理制度のあり方について**

参考資料：中央環境審議会循環型社会部会(第63回)資料より

・ 廃棄物処理制度小委員会では、下記の**見直しの方向性等**について審議を進めています。

対象	背景	見直しの方向性(概要)
廃棄物又は有害使用済機器に該当しない 雑品スクラップ・使用済鉛蓄電池等	・保管場(スクラップヤード)における不適正処理に起因する騒音・悪臭・汚染・火災の発生 ・不適正輸出の発生 ・移転し逃れる事業者	① 全国で統一的な制度の創設 ・包括的に制度の網をかけられるよう対象を定義。 ・事業者の事前審査制度導入、罰則の強化。 ・トレーサビリティの仕組みを構築。(帳簿記載義務付け) ・国内処理原則を適用。輸出に当たっては環境大臣の確認。 ・リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池使用製品の扱い。 ② 再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進
PCB 廃棄物	・処理期限の到来 ・期限後に新たな廃棄物の発生見込み	① 高濃度 PCB 廃棄物の新たな処理体制の確保 ・無害化認定制度の対象に追加。前処理技術の基準追加。 ・一定期間内の処分委託を義務付け。 など ② 低濃度 PCB 使用製品に係る管理制度 ・低濃度 PCB 使用製品の管理状況について届出義務。 ・廃棄の際には一定期間内の処分委託を義務付け。 ③ 建築物・設備(塗膜)にかかる PCB 廃棄物の計画的処理に係る措置
災害廃棄物	・実際の大地震、豪雨等の発生 ↓ マンパワー、ノウハウの不足が課題	① 専門支援機能(被災自治体における各種調整等の支援を横断的に行う機能(機関))を、全国共通で安定的かつ継続的に確立・確保する規定整備。 ② 災害支援協定に基づく処理に係る特例措置等 ・市町村が策定する一般廃棄物処理計画に、非常災害時の廃棄物処理に関する規定事項を追加。 ・災害支援協定締結を自治体の努力義務とする。同協定に基づき、委託を受けた民間事業者に対する災害時の委託基準の合理化等の特例措置を創設。 ・産業廃棄物処理施設において、同協定に基づき同種の災害廃棄物の処理を行う場合、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置を拡充。 ③ 最終処分場の受入容量確保に係る特例制度

一般財団法人 上越環境科学センター
 TEL 025-543-7664
 E-mail jokan@jo-kan.or.jp

約一年ぶりの発行となりましたが、JECニュースをご覧くださりありがとうございます。若干装い新たに再開いたしました。今後ともよろしく願いいたします。
 JECニュースについて、その他について、いつでもお気軽にお問合せいただければ幸いです。